

一般財団法人大船渡市体育協会
全国大会・東北大会出場者への激励金贈呈に関する要綱

(目的)

第1条 この規程は東北大会又は全国大会に出場する選手又は団体に激励金を交付することにより、大会での活躍を支援するとともに、スポーツ競技の普及、振興及び競技力の向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、市内在住者又は市内に所在する学校に通学する者とする。

(対象となる大会)

第3条 国、地方公共団体又は日本スポーツ協会及びその加盟団体が主催、共催する次の各号に掲げる大会とする。

- (1) 全国大会、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全日本選手権大会等全国大会呼称の各種大会
- (2) 東北大会、東北総合体育大会等東北大会呼称の各種大会
- (3) その他本会会長が前各号と同等以上と認めた大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金交付対象外とする。

- (1) 予選大会又は選考会を経ずに出場できる大会（参加数が少ない場合を含む）
- (2) 1つの予選大会又は選考により2つの大会の出場権を得られる場合におけるどちらか1つの大会
- (3) 競技団体の推薦等によって出場できる大会や親善、交流、交歓等を目的とする大会
- (4) 招待により出場する大会
- (5) その他本会会長が前各号と同等と認めた大会

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、内規のとおりとする。

2 本会会長は、予算の範囲内において、前項の激励金を交付する。

(交付申請)

第5条 競技団体等の代表者は、第2条の規定に該当するものがあり、激励金の交付を受けようとする場合には、激励金支給請求書に次の書類を添付し、全国大会等が開催日の15日前までに本会会長に提出しなければならない。なお、期日を過ぎてからの申請については受理しない。

- (1) 予選大会の実施要綱及びパンフレット、大会結果、賞状等のコピー
- (2) 全国大会及び東北大会等の実施要綱、選手登録名簿
- (3) 競技団体の推薦状（競技団体からの推薦によるもの）
- (4) その他本会会長が必要と認めるもの

(激励金の交付)

第6条 激励金の交付については、前条の交付申請を受けて本会会長が決定し、交付する。

(報告)

第7条 競技団体等の代表者は、激励金の交付を受けたものが出場した大会の終了後速やかに、全国大会等出場結果報告書に次の種類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

- (1) 大会の実施要綱及びパンフレット、大会結果、賞状等のコピー
- (2) その他本会会長が必要と認めるもの

(激励金の返還)

第8条 激励金の交付を受けたものが、大会に出場できなかった場合は、原則として激励金を返還するものとする。ただし、本会会長が特にやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

一般財団法人大船渡市体育協会
東北大会・全国大会出場者への激励金贈呈に関する内規

この激励金は、県大会等で上位入賞を果たしてさらに東北大会や全国大会に出場される場合、その個人またはチームを激励するために下記の基準に従って贈呈する。

(単位：円)

		東北大会	全国大会
成 年	個 人	10,000	20,000
	団 体	20,000	30,000
少 年	個 人	5,000	10,000
	団 体	10,000	20,000